

令和4年度鹿児島市交通局電車運転士（パートタイム）会計年度任用職員募集要項

令和4年4月1日任用予定の鹿児島市交通局電車運転士（パートタイム）会計年度任用職員を募集します。

1 業務内容

- (1) 電車の運転業務
- (2) その他所属長が指示する事項

2 募集人員 若干名

3 応募資格

- (1) 動力車操縦者（乙種電気車）運転免許を有する者
- (2) 過去3か年間に於いて重大事故及び悪質違反のない者
- (3) 次のいずれか（欠格条項）に該当する者は応募できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 鹿児島市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考の方法及び内容

選考は第1次選考及び第2次選考とし、第2次選考は第1次選考の合格者について行います。

(1) 第1次選考（書類選考）

応募者全員に対して、提出書類により審査を行います。

(2) 第2次選考（面接選考等）

日時及び場所は、第1次選考合格者へ通知します。（令和4年1月中旬～2月上旬予定）

- ・面接試験 主として人物について、個別面接を行います。

※必要に応じて適性検査、実技試験を行います。

5 合格から発表まで

第1次選考及び第2次選考の合格者には、選考後、文書で応募者に通知します。

6 選考結果の開示

選考の結果については、鹿児島市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、以下のとおり口頭で開示を申し出ることができます。

開示申出ができる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	応募者本人の総合得点及び順位、合格最低点	可否の結果発送の日から起算して1か月間	交通局電車事業課 運輸係（鹿児島市上荒田町37番20号）

開示申出をする場合は、必ず応募者本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、学生証等）を持参し、交通局電車事業課運輸係へ直接おこしてください。電話やはがき等による申出では開示できません。

開示受付は、開示期間内の午前8時30分から午後5時までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けておりません。

7 応募方法

(1) 申込手続

① 提出書類

鹿児島市交通局 会計年度任用職員応募申込書 1通

※写真は申込日前1か月以内に撮影した上半身脱帽正面向（縦4cm、横3cm）のものを申込書に貼り付けてください。

※「鹿児島市交通局 会計年度任用職員応募申込書」は、交通局ホームページからダウンロード（<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）することができます。

② 提出先及び問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局電車事業課運輸係（TEL 099-257-2116）

③ 提出方法

郵送または窓口へ持参してください。

※提出された個人情報、鹿児島市交通局会計年度任用職員選考の資料としての目的以外には使用いたしません。なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 申込みの受付期間及び受付時間

① 受付期間 令和4年1月4日（火）～令和4年1月17日（月）
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

② 受付時間 午前8時30分～午後5時

③ 郵送の場合は、令和4年1月17日（月）までに必着

8 労働条件等

(1) 勤務場所 鹿児島市交通局電車事業課（鹿児島市上荒田町37番20号）

(2) 勤務時間 1週間あたり24時間（勤務割表による）
※時間外勤務を命じる場合があります。

(3) 休日 6週23休を基本とします。

(4) 給料等 86,300円～132,300円
※給料額は、鹿児島市交通局の関係規程に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。
※給料額は給与改定の状況等により変動することがあります。
※この他期末手当や通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(5) 社会保険等 健康保険（介護保険含む）、厚生年金保険、雇用保険に加入
※令和4年10月以降は、共済加入（短期のみ）予定

(6) 任用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日（採用から1か月は条件付採用期間）
※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、2回までは公募によらず、再度任用されることがあります。

(7) 職務 地方公務員法に規定する職務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。